

議案第30号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略
別表第1 略	別表第1 略
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
四條畷市、太子町、千早赤阪村	<u>泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村</u>

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略
別表第1 略	別表第1 略
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、 <u>能勢町</u> 、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 36 年 4 月 1 日から施行する。